

【巻頭の辞】

『総合法政策研究会誌』 発刊にあたって

**The Greeting to the Publication of the Journal of Comprehensive
Law and Policy Research Association**

名古屋市立大学大学院 教授

小林 直三

Nagoya City University Graduate School Professor

Naozo Kobayashi

総合法政策研究会は、高知短期大学地域連携センターとウエストロー・ジャパン株式会社との共同研究をきっかけとして発足した「地域に関する法的アプローチ」研究会を前身として、2017年に設立された研究会である。

この総合法政策研究会は、地域に関する法的、政策的研究をはじめとする法学、政治学その他社会科学一般に関する研究の深化と発展を図ることを目的とし、研究会の開催、刊行物の発行、シンポジウムの開催などの活動を行っている。そして、この総合法政策研究会では、法学や政治学における特定の分野にこだわることなく、法学や政治学の多様な分野からのアプローチによる研究が行われている。

総合法政策研究会の前身となった「地域に関する法的アプローチ」研究会の時期には、同研究会員を中心とした共同研究の成果として、小林直三・根岸忠・薄井信行編『地域に関する法的研究』（新日本法規出版、2015年）と小林直三・根岸忠・菊池直人編『法と持続可能な社会の構築』（新日本法規出版、2017年）を刊行してきた。

そして、こうしたこれまでの研究活動や学術的成果を前提として、この度、『総合法政策研究会誌』を発刊する運びとなったのである。『総合法政策研究会誌』では、総合法政策研究会での研究報告を経たうえで、同研究会の承認を得たものを掲載することに

なっている。また、『総合法政策研究会誌』に掲載する論文などは、同研究会が特別に依頼して執筆されたものを除いては、原則として査読を付すことになっている。

言うまでもなく、研究者にとって、研究成果を発表する機会を得ることは、とても大切なことである。ただ、研究成果を掲載できる雑誌や紀要があったとしても、発刊の時期や発刊の回数のために研究発表の機会が制約されてしまうこともある。しかし、『総合法政策研究会誌』は電子ジャーナルであるため、報告と査読を経て承認された論文などは、原則として、適時、アップしていくことができる。こうした『総合法政策研究会誌』を通じて、多くの研究者の研究機会が確保され、学界に資することができれば幸いである。

最後に、ウエストロー・ジャパン株式会社代表取締役の二村功様、執行役員の中村裕哲様、コンテンツ開発部の服部紀孝様の多大なるご尽力によって、『総合法政策研究会誌』の発刊に至ることができたこと、総合法政策研究会の会長として、本研究会を代表し心から感謝申し上げます。

そして、ご尽力を賜った方々に報いるためにも、『総合法政策研究会誌』の発刊をきっかけに、総合法政策研究会が、益々、発展することを願う次第である。

〔公開日：2018年3月28日〕